

松本市・山形村・朝日村中学校組合議会
第 1 回 臨 時 教 育 委 員 会

令和8年3月30日（月）午後3時 開会

議事日程

第1 開 会

第2 議 事

議案第1号 松本市・山形村・朝日村中学校組合立中学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

第3 その他

第4 閉 会

出席者（5名）

| | | | |
|---------|---------|---------|---------|
| 教 育 長 | 曾根原 好 彦 | 教 育 長 | 大 池 昌 弘 |
| | | 職務代理者 | |
| 教 育 委 員 | 百 瀬 司 郎 | 教 育 委 員 | 清 沢 郁 恵 |
| 中 学 校 長 | 藤 松 隆 雄 | | |

事務局職員出席者

| | | | |
|-----------|-----------|-----------|---------|
| 事 務 局 長 | 赤 羽 志 穂 | 事 務 局 次 長 | 山 名 博 夫 |
| 事 務 局 次 長 | 小 西 え み | 指 導 主 事 | 矢 口 哲 平 |
| 次 長 補 佐 | 降 籬 基 | 次 長 補 佐 | 伏 見 宏 美 |
| 次 長 補 佐 | 牧 垣 孝 一 | 主 任 | 三 浦 佑 太 |
| 山 形 村 | 古 畑 佐 登 志 | 朝 日 村 | 上 條 靖 尚 |
| 教 育 委 員 会 | | 教 育 委 員 会 | |

◎開 会

○教育長（曾根原好彦） ただいまから令和7年度松本市・山形村・朝日村中学校組合第1回
臨時教育委員会を開催いたします。

本日は急遽お集まりいただき、本当にありがとうございます。

◎会議録署名委員の指名

○教育長（曾根原好彦） 本日の会議録署名委員は、大池委員、それから平林委員にお願いし
ます。

◎議事進行

- 教育長（曾根原好彦） 本日は、議案が1件であります。
それでは、早速議事に入ります。
-

◎議案第1号 松本市・山形村・朝日村中学校組合立中学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について

- 教育長（曾根原好彦） 議案第1号 松本市・山形村・朝日村中学校組合立中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

なお、説明は着座のままで結構です。

- 事務局次長（山名博夫） お許しをいただきましたので、着座のまま失礼いたします。

議案第1号 松本市・山形村・朝日村中学校組合立中学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について、ご説明いたします。

1の趣旨ですが、令和7年6月の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案の成立に伴い、教育職員のサービスを監督する教育委員会が業務量管理・健康確保措置実施計画、以下実施計画と申し上げますが、こちらを定めるとされたことから、松本市・山形村・朝日村中学校組合が策定する実施計画についてご協議をお願いするものでございます。

2の実施計画についてですが、(1)の計画期間は令和8年度から令和11年度までとなります。

(2)の実施計画案、3の参考について、担当の方よりご説明をさせていただきます。

- 指導主事（矢口哲平） よろしく願いいたします。着座のままで失礼いたします。

1枚おめくりいただきまして、実施計画案の表紙、1ページが目次となっております。

2ページ目、(1)の計画の趣旨・現状でございまして、こちらは先ほどご説明させていただいたとおりとなります。

(2)の本組合の現状でございまして、令和6年度の鉢盛中学校の時間外在校等時間の状況ですが、月平均37.2時間、月45時間を上回る割合が43.2%、月80時間を上回る割合が2.3%なっております。

月の時間外在校等時間の平均は45時間を下回っていますが、4割以上の教育職員が月45時間を上回り、月80時間以上の教育職員の割合も減少傾向ではあります存在しています。今後取組みを進め、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要であると考えます。

以上を踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものであります。

2の目標です。(1)の時間外在校等時間に関する目標ですが、こちらにあるア、イ、ウにつきましては、別紙3をご覧ください。こちらは文部科学省から本計画の策定にあたり、計画例として示されているものでございます。こちらの4ページに目標の例がありますが、こちらは国の指針で定める上限時間を示すということになっております。ページをお戻りいただき、アとして、1か月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする、イとして、1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする、ウとして、1年間における時間外在校等時間の平均時間を年間360時間程度にすると示しております。

(2)のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標ですが、1点目は、鉢盛中学校で実施しているストレスチェックにおける「職場環境によるストレス」の値を全国平均より低くする。お示しの資料では全国平均より高い学校をゼロにするとありますが、1校しかございませんので、全国平均より低くするという表現にしたいと思っております。2点目はストレスチェックにおける「働きがい」の値を全国平均より高くする。こちらと同様で、1校しかございませんので、全国平均より高くするとしています。最後ですが、教育職員が、生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指すとしています。

3の計画の期間は、先ほどお示しのとおりでございます。

4の実施する業務量管理・健康確保措置の内容ですが、別紙2をご覧ください。

文部科学省が示している、学校と教師の業務の3分類ということで、学校以外が担うべき業務、教師以外が積極的に参画すべき業務、教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務の3分類に分かれております。こちらに則るかたちで、以下の内容に取り組むとしています。

資料をお戻りいただき、(1)のアの「学校以外が担うべき業務」ですが、(ア)として、登下校時の通学路における日常的な見守り活動、(イ)として、放課後から夜間などにおける校外的見回り、生徒が補導された時の対応、(ウ)として、地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等、(エ)として、保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応を挙げております。

イの「教師以外が積極的に参画すべき業務」ですが、(ア)として、調査・統計等への回答、(イ)として、校舎の開錠・施錠、(ウ)として、生徒の休み時間における安全への配慮、(エ)として、校内清掃を挙げております。

ウの「教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務」ですが、(ア)として、給食の時間における対応、(イ)として、授業準備、(ウ)として、学習評価や成績処理、(エ)として、支援が必要な生徒・家庭への対応を挙げております。

(2)の学校における措置の推進でございますが、アとして、教育課程における年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定すること。特に標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるように見直してまいります。

イとして、当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行っていきます。

(3)の教職員の健康及び福祉の確保に関する取組みでは、アとして、1か月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施する。イとして、終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。ウとして、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。エとして、心身の健康問題についての相談窓口を設置する。オとして、年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう取得を促進する。

5の関連する取組み、今後のフォローアップについてですが、(1) 取組みの着実な実行を図るため、学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、定例教育委員会及び総合教育会議において報告する。(2) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、出退勤システムで把握し、その他の目標については、本組合ストレスチェックの結果から把握する。(3) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。(4) コミュニティスクールの充実を図り、国型への移行を見据え、地域とともにある学校づくりを推進することにより、教職員の業務を支援する体制づくりに努める。(5) 学校における働き方改革の取組みが進むよう、様々な機会を捉え学校へ本計画の周知を行う。学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会等における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組みを実施する。(6) 保護者、地域の理解を促進するため、関係部局と連携し、保護者や地域の各町会等に対して、「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む、とするものです。

本件に関する説明は以上でございます。

○事務局次長（山名博夫） それでは最初の資料にお戻りください。

4の今後の予定でございますが、本日ご協議いただいたものを令和8年4月に組合のホームページへ公開いたします。その後、鉢盛中学校において本計画を実施し、令和8年12月の総合教育会議にて実施計画についてご報告申し上げます。また、年明けの1月に開催される定例教育委員会において、実施状況及び検証についてご報告いたします。

説明は以上になります。

○教育長（曾根原好彦） ただいまの説明に対して質疑、意見のある方のご発言をお願いいたします。

百瀬委員。

○教育委員（百瀬司郎） お願いします。内容面は良いと感じておりますが、確認させていただきたいのが、4ページの5番、今後のフォローアップについての(2)にある出退勤システムはどのようなものであるか。(3)の各学校と記載があるのは、鉢盛中学校1校だけですので各というものは必要であるかどうか。(4)のコミュニティスクールの関係ですが、国型への移行を見据えと書いてありますので、国型への移行がどの程度進んでいるのか教えていただければと思います。

以上です。

○教育長（曾根原好彦） ありがとうございます。まず(3)の各については、削除でよろしいですかね。ご指摘ありがとうございます。出退勤システムについてはいかがでしょうか。

○中学校長（藤松隆雄） 出退勤システムは全てパソコンで管理しています。職員が出退勤時にタッチパネルで自分の名前をタッチしており、そのデータは全て集計されています。

○教育委員（百瀬司郎） わかりました。

○教育長（曾根原好彦） 国型のコミュニティスクールへの移行についてはいかがでしょうか。

○中学校長（藤松隆雄） そうですね。あまり良い表現はないのですが、国型をあえて目指しているわけではなく、組合の予算でコミュニティスクールのコーディネーターが配置されており、コーディネーターが主に動いているので、国型と信州型の間のような形でうまく回っていることから現状のままでも良いのではないかと感じることもあります。

○教育長（曾根原好彦） 松本市では国型への移行を見据えて取り組んでいくのですが、コーディネーターがいないので新たに配置していきます。あとは学校運営協議会の中で地域の人と一緒に学校を作っていくことや様々な補助金を受けることもできます。鉢盛中学校も将来的には考えていく方が良いのではないかと思いますので、移行というものは見据えているという表現はあっても良いのかなと思います。

○中学校長（藤松隆雄） 良いと思います。

○教育委員（百瀬司郎） 朝日村も数年前に国型へ移行しました。鉢盛中学校の場合は、国型であろうと信州型であろうと内容が充実しているので問題ないと思います。5の(5)に学校運営協議会という言葉がありますが、これは国型の言葉なのでここで出しても良いのかと感じますが、いかがでしょうか。

○教育長（曾根原好彦） 現在は学校評議員会という名前でしょうか。

○中学校長（藤松隆雄） コミュニティスクール運営委員会という名前です。

○教育長（曾根原好彦） 運営協議会等として会議体を読み替える形で使用しているのか、それとも学校運営協議会という言葉自体に国型を見据えているとの意味を持たせているのであればその言葉を変えるのか。こちらは学校とすり合わせをしたいと思います。

他はよろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○教育長（曾根原好彦） それでは、これより採決いたします。

議案第1号について、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○教育長（曾根原好彦） よって、議案第1号は原案どおり可決すべきものと決しました。

◎その他

○教育長（曾根原好彦） それでは、事務局から何かございますでしょうか。よろしいですか。

(発言する者なし)

◎閉 会

○教育長（曾根原好彦） それでは、以上で令和7年度松本市・山形村・朝日村中学校組合第1回臨時教育委員会を終了します。

お疲れさまでした。

会議録調製職員 松本市・山形村・朝日村中学校組合事務局 主任 三浦 佑太

令和8年3月30日

署名委員 大 池 昌 弘

署名委員 百 瀬 司 郎